

自己点検事項

◇ 児童・思春期精神科入院医療管理料(A311-4)

(1)精神科を標榜する病院であって、精神病棟又は治療室を単位としている。 (適 ・ 否)

(2)医療法施行規則第19条に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の員数を配置している。

(適 ・ 否)

(3)当該病棟又は治療室における直近1か月間の入院患者数の概ね8割以上が、20歳未満の精神疾患有する患者である。 (適 ・ 否)

※ 精神疾患有する患者には、精神作用物質使用による精神及び行動の障害の患者並びに知的障害の患者を除く。

(4)当該病棟又は治療室に小児医療及び児童・思春期の精神医療の経験を有する常勤の医師を2名以上配置しており、うち1名以上は精神保健指定医である。 (適 ・ 否)

(5)看護配置等について、次のいずれも満たしている。 (適 ・ 否)

ア 当該病棟又は当該治療室を有する病棟における1日に看護を行う看護師の数は、常時、入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上である。

イ 当該病棟又は当該治療室を有する病棟における夜勤を行う看護師の数は、アの規定にかかわらず、2以上である。

(6)当該病棟又は治療室に専従の常勤の精神保健福祉士及び常勤の公認心理師をそれぞれ1名以上配置している。 (適 ・ 否)

※ 平成31年4月1日から当分の間、次のいずれかの要件に該当する者は、公認心理師とみなす。

ア 平成31年3月31日時点で、臨床心理技術者として保険医療機関に従事していた者
イ 公認心理師に係る国家試験の受験資格を有する者

(7)当該保険医療機関内に学習室を設けている。 (適 ・ 否)

(8)当該治療室の病床は30床以下であり、浴室、廊下、デイルーム、食堂、面会室、便所、学習室を、当該病棟の他の治療室とは別に設置している。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等
・20歳未満の精神疾患有する患者の割合の算出根拠となる書類

点検に必要な書類等
・当該病棟(又は治療室)に小児医療と児童・思春期の精神医療の経験を有する常勤の医師が配置されていることが確認できる書類
・精神保健指定医の指定医証

点検に必要な書類等
・様式9、勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧表及び病棟管理日誌

点検に必要な書類等
・当該病棟(又は治療室)に、専従の常勤の精神保健福祉士及び常勤の公認心理師の出勤簿

医療機関コード
保険医療機関名